

平成 26 年 6 月 30 日

国際カルテルで米国へ史上初の犯人引渡し 日本人ビジネスパーソンへの示唆

本間合同法律事務所
弁護士・ニューヨーク州弁護士
宇佐美 善 哉

はじめに

今年 4 月 3 日、一人のイタリア人ビジネスマンが米国のリゾート地として有名なマイアミに降り立ちました。この何の変哲もなさそうな事実の重大性を理解している日本のビジネスパーソンはそうは多くないのではないのでしょうか？

そのイタリア人男性の名は、ロマノ・ピシオッティ氏 (Romano Piscioti)、イタリアの会社 Parker ITR SRL (Parker 社) の元幹部です。同氏は、米国で裁判を受けるため、ドイツから米国当局に引き渡され、裁判所のあるマイアミに送られました。引渡しの理由となったのは、米国の独占禁止法 (独禁法) にあたる反トラスト法 (シャーマン法) 違反容疑。ピシオッティ氏の引渡しは、米国司法省 (Department of Justice) が高らかに発表したところによれば、「史上初」の反トラスト法違反に基づく米国外からの犯罪人引渡事例となりました。

折しも、多くの日本の自動車部品メーカーが司法省からカルテルの摘発を受け、多額の罰金支払や多数の役職員の服役を含む有罪の答弁合意 (plea agreement) が結ばれるなど¹、米国独禁法当局の動向に注目が集まっている最中の史上初の犯罪人引渡しのニュースであり、本件については、独禁法を専門とする弁護士の間だけでなく、日本の新聞紙上でも取り上げられ、次は日本人が引き渡されるのではないかと俄然注目が集まっています。そこで、本稿では、今回の引渡しの背景と日米間における犯罪人引渡制度の概要・問題点を検討しつつ、司法省の反トラスト法違反の捜査対象となりうる日本企業に勤める役職員個人が本件からどのような示唆・教訓を得られるのか、探ってみたいと思います。

マリンホース事件

¹ 司法省の発表によれば、6 月 5 日現在、27 社、35 人の個人が司法省と有罪の答弁合意をし、または、起訴されており、法人に課された罰金は総額約 23 億米ドルにのぼります。

ピシオッティ氏が関与したとされるマリンホース²の国際カルテル（マリンホース事件）は、米国をはじめ、日本、イギリス、欧州委員会など、各国・地域の独禁法当局が連携して摘発にあたった国際的な広がりを持つカルテル事件で、米国当局との関係では、ピシオッティ氏が米国に引き渡されるまでに、日本のブリヂストンを含む5社、9人の個人が司法省と有罪の答弁合意をするなどしていました。また、有罪の答弁合意に応じていない個人3人が既に起訴されましたが、内2人は陪審の評決により無罪となり、内1人は依然として逃亡した状態にあります。ピシオッティ氏が所属していたParker社自身も司法省との間で既に229万米ドルの罰金の支払を含む有罪の答弁合意をしており、同社従業員の一人も禁固6か月、罰金2万ドルの支払を含む有罪の答弁合意をしていました。

ピシオッティ氏自身は、上記3名とは別に、2010年8月26日、米国で販売されたマリンホースに関して、談合、価格合意および市場分割合意によって競争制限をするための謀議に参加したとの罪状で司法省から起訴されていました。同氏は、マリンホース事件が摘発される前の時点でParker社を退職し、別の会社に勤めていましたが、昨年6月17日、仕事のため訪れていたナイジェリアから帰国する途中、経由地であるドイツ・フランクフルトの空港に降り立ったところをドイツ当局に拘束されました。その後、約10か月を経て、前述の通り、米国で裁判を受けるため、米国当局に引き渡されたのです。

引渡し の 根拠

では、そもそもなぜ米国当局はドイツ当局からピシオッティ氏の引渡しを受けることができたのでしょうか？ 通常、国家間において犯罪人の引渡しを行う場合、両国間の条約や引渡請求を受ける側の国（被請求国）の法令に基づいて実施されることになります。この点、米国は、ドイツを含め100以上の国との間に犯罪人引渡条約を締結しており、今回の引渡しも1978年に締結されたドイツとの条約に基づいてなされたものと思われます。

「史上2番目」？

ところで、国際カルテルについてある程度知識のある読者は、今回の引渡しが「史上初」という点に疑問を持たれるかもしれません。確かに、国際カルテルに関係して、過去に

² マリンホースとは、タンカーと備蓄施設等をつなぎ石油を送るためのゴム製品のことを言います。

少なくとも一件の犯罪人引渡しが米国に対してされたことがありました。炭素製品に関するカルテル事件において、司法省は、Morgan Crucible 社の元 CEO で英国籍のイアン・ノリス氏 (Ian Norris) の引渡しを英国当局に要請し、2010 年 3 月、同氏の引渡しを受けるのに成功したのです。

しかし、実はノリス氏の引渡しの根拠に反トラスト法違反 (カルテル) 容疑は含まれていませんでした。6 年にわたる法廷闘争の末、カルテル容疑については、違反行為の当時、英国法上刑事罰が規定されておらず、引渡しの要件を充たさないとして、同容疑は引渡しの根拠として認められなかったのです³。

したがって、ノリス氏の引渡しは、国際カルテルに関係して公表された初めての引渡し事例ではあったものの、カルテル容疑そのものに基づく引渡しではありませんでした。ただし、同氏は、同事件に関係する証拠隠滅等の司法妨害罪等を根拠に米国に引き渡され⁴、18 か月禁固刑及び 25000 米ドルの罰金刑が科されました。

では、ピシオッティ氏の件ではどうして引渡しが認められたのでしょうか？

反トラスト法違反と「双罰性」

前述のとおり、通常、国家間において犯罪人の引渡しを行う場合、両国間の条約や被請求国の法令に定められた要件に従って引渡しの可否が検討されます。このような条約や法律の多くには、請求対象の行為が、引渡しを請求する国 (請求国) だけでなく、被請求国においても犯罪とされていることが要求されています。この要件を「双罰性」の要件 (double/dual criminality) と言います⁵。要するに、ある行為が請求国と被請求国の双方で犯罪とされていなければ、その行為を根拠とする犯罪人引渡しは認められないのです。

ノリス氏の事例では、行為当時の英国法がカルテルを刑事罰の対象としていなかったため、この「双罰性」の要件を充たさないとして、引渡しが認められませんでした。他方、ピシオッティ氏が拘束されたドイツでは、カルテルについては刑事罰が規定されていないものの、談合については刑事罰の対象とされていたことから、談合への関与が起訴事実に含まれていた同氏の事件で「双罰性」を充たすのにそれほど問題はなかったものと思われます。

³ なお、現在は、英国法上もカルテルには刑事罰が規定されています。

⁴ 司法妨害罪等については、行為当時、英国法上も刑事罰が規定されていたためです。

⁵ より厳密には、「抽象的双罰性」と言います。

では、この「双罰性」について、日本法上はどのように取り扱われているのでしょうか？日本において犯罪人引渡しの手続・要件を規定するのは、「逃亡犯罪人引渡法」（引渡法）ですが、同法も外国への犯罪人引渡しに際して、請求対象となる行為が日本において懲役・禁固 3 年以上の罪となり得るものであることを要件とするなど、「双罰性」を要求しています。もっとも、引渡法とは別に特定の国や地域等と犯罪人引渡しに関する条約が締結されている場合には、その規定が引渡法に優先して適用されます。日本は、100 か国以上と犯罪人引渡条約を締結している米国と違って、わずかに 2 か国との間のみ引渡条約を締結していますが、米国はそのうちの一つです⁶。したがって、米国との関係では、犯罪人引渡条約が適用されますが、同条約も米国への引渡しについて、請求対象となる犯罪が日米双方において 1 年以上の拘禁刑となり得るものであることを要件とするなど、引渡法よりも緩やかではあるものの、「双罰性」を要求しています。

では、カルテルや談合は、日米間において「双罰性」を充たすのでしょうか？この点、米国の反トラスト法（シャーマン法）は、カルテルや談合等について長期 10 年の禁固刑を規定しており、一方、日本の独禁法も長期 5 年の懲役刑を規定していますから⁷、刑事罰規定の存在という意味において、カルテルや談合等について、日米間では「双罰性」を充たしていると言えます。

「具体的双罰性」の問題

次に、請求国と被請求国の双方において刑事罰が規定され、上記の「(抽象的) 双罰性」を充たす場合であっても、被請求国の法令によって現実に処罰し得ることが要求されます。これを「具体的双罰性」と言います⁸。これは、日本の引渡法でも日米間の引渡条約でも規定されている要件です。

カルテルや談合などの反トラスト法との関係でこの「具体的双罰性」が問題となり得る代表的なものは、カルテル行為時から時間が経過し、時効が問題となる場合です。すなわち、米国法上、時効が成立していない場合でも、日本法上これが成立している場合には、「具体的双罰性」を欠くことになり、引渡しは認められません。この点、反トラスト法上の時効は 5 年ですが、日本の独禁法上、平成 21 年（2009 年）改正独禁法によって刑事罰の上限が懲役 3 年から 5 年に強化されるまでは、時効期間は 3 年でした。し

⁶ なお、もう 1 か国は韓国です。

⁷ 平成 21 年（2009 年）に独禁法が改正される前は、長期 3 年の懲役刑等が規定されていました。

⁸ 「具体的可罰性」という場合もあります。

かし、法改正により、刑事罰の上限が5年となった現在、時効期間も3年から5年に延びており、今後時効の点が日本から米国への引渡しの障害となることは、理論上は少なくなるものと思われます。もっとも、改正前の独禁法が適用される2010年1月以前に終了した行為が問題となる場合には、日米両国の時効期間の違いにより「具体的双罰性」を欠くとして、引渡しを争い得るものと思われます。また、難しい法律的な問題がありますが、仮に2010年1月以降も他の関係者によってカルテル行為等が続いていたとしても、自らはその行為から離れていた個人については、3年の時効期間の経過を主張し、「具体的双罰性」が欠けるとの争い方もあり得るのではないかと思います。

また、細かな議論ではありますが、他に「具体的双罰性」が問題となり得るものとして、請求対象行為に関する日本の公正取引委員会（公取委）による刑事告発の欠如という点があります。この点、親告罪における告訴が無いこと⁹は、「具体的双罰性」の要件を充たさない理由とはならない、つまり、被害者の告訴が無くても引渡しは可能であるとの見解が一般的なようです。日本の独禁法上、カルテル等の独禁法違反について刑事責任を問うためには、カルテル等により被害を受けた個々の会社・個人による告訴ではなく、公取委による検事総長への刑事告発が必要とされます。仮に公取委による告発が一般の親告罪における被害者による告訴と平行のものであるとの前提に立ち、そのうえで前述の解釈を採ると、日本の公取委による告発が無くても引渡しは可能ということになりそうです。

もっとも、公取委は、独禁法上、その専門性にに基づき専属的な告発権限を有する独立行政委員会であり、その専門的・裁量的な判断に基づく告発をしないと判断は、犯罪人引渡しの場面においても尊重すべきではないかとの見解も独禁法実務家から主張されているところです。確かに、引渡法上も引渡条約上も、告訴・告発の不存在が明確に引渡拒否事由から除外されているわけではありませんし、外国では、親告罪における告訴の欠如を絶対的引渡拒否事由としていた法制もあるようです。少なくとも刑罰権の行使が日本においても可能な事例において、公取委の告発が欠如している事案について、このような解釈を取ることがあながち不合理ないし不可能とまでは言えないのではないのでしょうか。

自国民不引渡原則

では、反トラスト法違反に基づく犯罪人の引渡しに関して、「双罰性」の要件が充たされたとして、それで即引渡し可能となるのでしょうか？ この点、多くの大陸法系の国

⁹ 親告罪とは、告訴がなければ起訴できない犯罪を言います。例えば、強姦罪において被害者から告訴が無いと、起訴することはできません。

は、外国から犯罪人の引渡しを請求された場合であっても、原則として自国民については引渡しに応じない方針を採っているとされています（自国民不引渡原則）。

ピシオッティ氏が最初に拘束されたドイツも、その基本法（憲法）により、ドイツ国民の引渡しは原則として禁じられています。つまり、ピシオッティ氏がドイツ人であったならば、今回の引渡しは起きなかったのです。現に、マリンホース事件においては、ドイツ人も起訴されていますが、このドイツ人被告人がドイツ当局から米国に引き渡されることはないのです。しかし、ピシオッティ氏はイタリア国籍であったため、同規定による保護の対象外とされ、米国に引き渡されることになったのです。

なお、このドイツの自国民のみを引渡しの対象から除外する扱いについて、ピシオッティ氏は、ドイツ当局による米国への引渡しが EU 加盟国内における国籍による差別を禁じた EU 条約に違反するとしてドイツの裁判所で争いましたが、ドイツの裁判所は、本件が EU 条約の適用される場合に当たらないとして同氏の主張を退けたようです。また、同氏は、欧州委員会に対して、ドイツ当局による米国への引渡しが EU 条約に違反するか否か調査するよう訴えています、その判断はまだ出ていないようです。

では、日本法上、自国民の引渡しはどのようになっているのでしょうか？日本の引渡法は、「逃亡犯罪人が日本国民であるとき」は「逃亡犯罪人を引き渡してはならない」と定めています（同法 2 条 9 号）。もっとも、日米間において引渡法に優先して適用される日米犯罪人引渡条約では、被請求国は「自国民を引き渡す義務を負わない」ものの（同条約 5 条）、「その裁量により自国民を引き渡すことができる」とされています（同条但書）。したがって、米国との関係においては、日本人が引き渡される可能性はあるわけです。

自国民を引き渡すか否かの判断は、日本においては法務大臣の裁量によって行われますが、法務大臣が考慮すべき事項について、条約上特に基準は示されていません。裁判例では、「請求国に対する外交的配慮、国内の法秩序維持の必要、当該逃亡犯罪人の人権保護その他国内及び国外の諸般の事情を斟酌して決定」するものとされており（東京地判・平 6.7.27 判時 1521 号 33 頁）、広範な裁量が認められていると言ってよいでしょう。

もっとも、前述のように、独禁法違反に対する刑事事件の追及については、公取委が専属的な告発権限を有するものとされ、刑事告発に関し、公取委は、「価格カルテル、供給量制限カルテル、市場分割協定、入札談合、共同ボイコット、私的独占その他の違反行為であって、国民生活に広範な影響を及ぼすと考えられる悪質かつ重大な事案」等に

ついて刑事告発を行う方針を取っています。逆に言えば、それ以外の事案については、原則として個人を含む刑事処罰を追及するのではなく、当事会社に対する行政手続で処理することとしていると考えられます。例えば、一連の自動車部品カルテル事件において、公取委は、ベアリングカルテル事件に関して刑事告発を行ったものの、その他の事案についてはこれを見送り、行政手続である排除措置命令と課徴金納付命令を下したにとどまります。公取委の刑事告発に関する方針や過去の執行事例に鑑みるに、公取委は、今のところ、カルテル等に対しては、行政手続による制裁を原則としているものと考えられます。そうであるとすれば、自国民を引き渡すか否かを判断する法務大臣も、とりわけカルテル行為が日本国内において行われ、米国と日本のいずれにおいても制裁が可能な事例においては、公取委の刑事告発をしないとの判断を尊重すべきものと思われま

す。

また、細かな議論ではありますが、引渡条約が自国民不引渡原則を修正して、裁量による引渡しを認めた趣旨は、犯罪行為が引渡請求国において被請求国国民によって行われ、犯罪人が被請求国に逃げ帰った場合に引渡し認められず、犯罪行為が見逃されるという不合理な結果を解消することにあると言われてしています。そうであるとすれば、例えば、カルテル行為が日本国内において行われ、日本の公取委もかかるカルテルに関与した個人に対して刑事責任を追及しうる事例においては、自国民不引渡原則を修正する上記の趣旨は当てはまらないか、少なくとも同原則を修正する必要性は他の事例よりも少ないものと思われま

刑事裁判の係属または確定判決の存在

自国民不引渡原則の他に日本から米国への引渡しが制限される代表的なものとして、請求対象の犯罪に関する裁判が日本の裁判所に係属していることまたは確定判決が存在することが挙げられます。これは、刑事手続をとるか引渡しをすることが国際犯罪を抑止するに必要十分であり、相互に相手国の裁判が適切十分であるとの信頼に基づいて相手国の裁判が行われているかまたは行われた場合には、これを尊重するとの考え方に基づくものと言われてしています。したがって、日本の公取委が刑事告発を選択し、その事件が刑事裁判にかけられている場合には、引渡しは認められないことになります。

この点に関連して、日本の刑事裁判において裁き得るのはあくまで日本の市場に影響を与えた部分についてのみであり、米国市場への影響については責任を追及しえないので引渡しが認められるべきであるとの議論があり得るところです。しかし、上記の刑事裁判の係属または確定判決の存在を引渡制限事由とする趣旨に鑑みれば、そのような場合にまで引渡しを認めてよいとするのには慎重になるべきものと思われま

インターポールの活用

さて、ここまで日米間の引渡しに関する問題を見てきましたが、日本の外に目を向けたとき、司法省から刑事責任を追及されているビジネスパーソンは、米国への渡航を控えていればそれで安心と言えるのでしょうか？ 答えは NO です。米国司法省は、近年、反トラスト法に違反したとされる外国人に対して刑事罰、とりわけ禁固刑を科す姿勢を強めており、その一環として、自発的に出頭しない外国人を国際刑事警察機構（INTERPOL・インターポール）に通知し、逃亡犯罪人リスト（レッドノーティス）に載せる方針を取っています。インターポールには 190 の加盟国があり、レッドノーティスに名前を載せられた逃亡犯罪人は、これら加盟国の一つに認識された場合、同国と米国との引渡条約等の規定に従って米国へ引き渡される危険に晒されることになるのです。ピシオッティ氏の事例が正に良い例でしょう。

実際、過去に日本人ビジネスパーソンが米国へ引き渡される寸前まで至ったケースがありました。調味料の国際カルテル事件に関して、米国で起訴されていた味の素社の日本人元幹部がインド入国を試みた際、デリーでインド当局に拘束されるという事態が生じたのです。このケースも司法省が日本人元幹部をインターポールのレッドノーティスに載せた結果として、インド当局が同元幹部の入国を察知し、拘束に至ったものと思われ
ます¹⁰。

したがって、司法省から刑事責任を追及されている日本人ビジネスパーソンは、米国への渡航だけでなく、少なくともインターポール加盟国で、かつ、カルテル等に刑事罰の規定があり「双罰性」を充たす可能性のある国への渡航は、たとえ経由地であっても、控えるべきということになります。

秘密起訴

では、ドイツ当局に拘束されたピシオッティ氏は、なぜ引渡しの危険を冒してまでドイツを経由したのでしょうか？ ここからは推測になりますが、同氏は、自らが米国司法省から起訴されていたことに気付いていなかった可能性があります。と言うのは、前述のとおり、同氏は 2010 年 8 月 26 日に起訴されていましたが、この起訴については、秘密裏になされていたためです¹¹。したがって、同氏が起訴されていることに気づかず

¹⁰ 但し、結果としてこの日本人元幹部の米国への引渡しは実現しなかったようです。

¹¹ なお、同氏がドイツ当局に拘束された後の 2013 年 8 月 5 日、この起訴の秘密は解かれました。

に海外渡航をしていたとしても不思議ではないのです。

とはいえ、ピシオッティ氏は、司法省と自らが勤めていた **Parker** 社との間の答弁合意から「カーブアウト (carve out)」¹²されていたことは認識していたはずですので、起訴されていたことを認識していなかったとしても、少なくとも自らが捜査対象であったことは認識し得たでしょう。したがって、海外、それもインターポール加盟国に渡航したのは本人にとっては不用意だったと言えそうです。この件は、自らが勤める（勤めていた）会社と司法省との答弁合意から「カーブアウト」された日本人ビジネスパーソンにとっても警鐘を鳴らす具体例と言えそうです。

ピシオッティ氏のその後とその意味

では、マイアミの法廷に立ったピシオッティ氏のその後はどうなったのでしょうか？ 同氏は、法廷で罪状を争うことなく、有罪の答弁合意をすることに応じ、禁固 2 年（但し、ドイツで拘束されていた 9 か月間を刑期に算入）と 5 万米ドルの罰金刑に処せられることになりました。

また、司法省は、ピシオッティ氏がイタリアで刑期を務めることを認めたようです。これは、実は大変興味深い事実です。紙面の都合上、以下かいつまんで説明します。イタリアの独禁法には刑事罰は規定されておらず、犯罪人引渡しとの関係において、「(抽象的) 双罰性」を充たさないとする見解もあり得るところですが、ことはそう簡単ではないようです。この刑期を本国で務めるというのは、米国が加盟する囚人移送に関する条約に基づくものと思われませんが、この条約も犯罪人引渡しと同様に「双罰性」を要求しており、イタリア当局がこれに応じた場合には、同当局が「双罰性」を充たしていることを認めたと考え得るためです。実際、イタリアの独禁法には刑事罰の規定はありませんが、刑法には談合や一定のカルテル行為に関する刑事罰の規定があり、この限りにおいては米国との間に「双罰性」は認められると考えてよさそうです。したがって、ドイツ当局と同様に、将来的にイタリア当局が反トラスト法違反の容疑者を米国に引き渡したとしても不思議ではないのです。

日本のビジネスパーソンへの示唆

¹² カーブアウトとは、反トラスト法違反の容疑を掛けられた法人が司法省と答弁合意をする際に、その答弁合意の対象からその法人の特定の役職員個人を外すことを言います。通常、カーブアウトされた個人は、法人の答弁合意に含まれた役職員が得られる刑事免責を受けられないことから、個人として刑事責任を追及され得る立場に置かれることとなります。また、潜在的には法人である会社と利益相反し得る立場にあるため、一般的には、会社とは別に個人で代理人・弁護人を選任する必要があります。

ピシオッティ氏の事例から明らかなとおり、自らの勤務先と司法省との間の答弁合意からカーブアウトされた役職員個人は、米国への渡航だけでなく、インターポール加盟国への渡航も控えることが勧められます。特に、当該国の独禁法だけでなく、刑法等にカルテルや談合等に対する刑事罰が規定されている場合がありますので、海外渡航をする際には慎重な検討が必要とされます。例えば、ヨーロッパは、従来独禁法違反に対する刑事罰が規定されていない国が多く、米国への引渡しリスクが少ない地域であると理解されていましたが、ピシオッティ氏の事例のドイツ、ノリス氏の事例後の英国、前述のイタリア、またアメリカからの囚人移送の実績があるフランス¹³なども今後は渡航を避けるべき国々の一つとなったと言うべきでしょう。

その他の国に目を向けると、ある談合事件のカナダ国籍の容疑者が、カナダから米国に引き渡される手続の途上にあるとの情報があります。この引渡しが実現するかは、カナダの裁判手続によることになるとは思われますが、その成否如何にかかわらず、今後も米国司法省を中心とする米国の独禁法当局が米国外にいる犯人への追及の手を一層強めることはあっても弱めることはないでしょう。

日米間においても、カルテルや談合等については「(抽象的) 双罰性」を充たすため、司法省から刑事責任を追及されている日本のビジネスパーソンが日本から米国へ引き渡される可能性は十分にあると言えます。次に米国へ引き渡されるのが日本人かどうかは、全く予断を許さない状況にあると言えそうです。一方で、前述のように、引渡しを拒否しうる事由も複数あり得るところであり¹⁴、実際に引渡しの問題に対処する際には、事案に即した慎重な検討が必要となるでしょう。

以上

¹³ 実はこの事例もマリンホース事件に関係するものでした。

¹⁴ なお、本稿で論じた事由以外にも「嫌疑の相当性」や「国外犯規定の存在」等が問題となり得ますが、紙面の都合上割愛します。

<著者略歴>

- 1999年 東京都立大学法学部卒業
- 2004年 司法修習修了（第57期）・弁護士登録（第二東京弁護士会）
- 2008年 本間合同法律事務所入所
- 2013年 米国コーネル大学法科大学院（Cornell University Law School）LL.M.修了
コモンロー、独占禁止法、会社法、国際M&A、国際仲裁、会計、労働法、
法曹・経営者倫理、法律英文作成等を学ぶ
- 2013年 米国の反トラスト法（独占禁止法）関連のシンクタンクである [American Antitrust Institute](#)（ワシントンDC）にて Research Fellow（研究員）として出向・勤務
- 2013年 ニューヨーク州司法試験合格
- 2014年 ニューヨーク州弁護士登録
- 2014年 反トラスト法の執行機関の一つである [Federal Trade Commission](#)（米国連邦取引委員会・ワシントンDC）にコンサルタントとして出向・勤務

<主な取扱分野>

独占禁止法（独占禁止法・下請法に関する各種相談・講演、公正取引委員会対応等）、
企業法務全般、労働法等

<主な所属先>

第二東京弁護士会 経済法研究会会員
米国法曹協会（American Bar Association）独占禁止法部会（Section of Antitrust Law）会員、同部会 国際委員会（International Committee）日本代表（Regional and Country Representative）
ニューヨーク州法曹会（New York State Bar Association）独占禁止法部会（Antitrust Law Section）会員

<著作・講演等>

- 「[Why Did They Cross The Pacific? Extradition: A Real Threat To Cartelist?](#)（邦題：なぜ彼らは太平洋を渡ったのか？逃亡犯罪人引渡：カルテル犯に対する現実的脅威か？）」（American Antitrust Institute 2014年3月）
- 「新・労働事件法律相談ガイドブック」（第二東京弁護士会 2012年2月）共著
- 「ウィンドウズのOEM販売契約に係る拘束条件付取引」に関する審決例について（講師）（2010年11月28日）
- 第二東京弁護士会・研修センター講座「平成21年改正独占禁止法の概要」（講師）（2010年4月22日）

<著者へのお問い合わせ先>

本間合同法律事務所

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-11-3 赤坂中川ビル 4 階

電話 03-5570-3270 FAX 03-5570-3280

メール usami○law-hk.jp; ywusami○gmail.com

(メール送信の際は上記アドレスの○の部分を変えてご記入下さい)

URL <http://www.law-hk.jp>

掲載日：2014年7月18日